

新潟市民病院使用料及び手数料の納付に係る指定代理納付者の指定について

新潟市民病院の使用料及び手数料の納付について、代理納付させるため地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、指定代理納付者を指定したので、新潟市民病院財務規程第7条第3項の規定により告示する。

平成30年4月1日

新潟市病院事業管理者 片柳 憲雄

1. 指定代理納付者の指定を受けた者及び代理納付が可能なクレジットカード（指定代理納付者以外の者が発行したクレジットカードを含む）

指定代理納付者の指定を受けた者	代理納付が可能なクレジットカード (指定代理納付者以外の者が発行したクレジットカードを含む)
(1) 第四ディーシーカード株式会社 新潟市中央区上大川前通8番町1245番地 代表取締役 種田 純夫	VISAカード, MasterCard, DCカード, NICOS, UFJカード, MUFGカード
(2) 第四ジェーシービーカード株式会社 新潟市中央区上大川前通8番町1245番地 取締役社長 種田 純夫	JCBカード, AMERICAN EXPRESS, ダイナースクラブカード

2. 指定期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

3. 代理納付が可能な歳入

新潟市民病院の使用料及び手数料を規定する条例、規程その他の例規等で定めるもの
(入院及び外来の診療費)